

宇治市監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 27 年 2 月 23 日

宇治市監査委員

池 内 光 宏

小 山 茂 樹

森 真 二

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成26年度市民環境部及び都市整備部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成26年12月1日から平成27年1月21日まで

第4 監査の概要

この監査は、市民環境部環境企画課、ごみ減量推進課、都市整備部歴史まちづくり推進課における事務事業のうち、主として平成26年4月1日から同年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

墓園管理料収入状況（環境企画課）

事業所等一般廃棄物処理手数料収入状況（ごみ減量推進課）

屋外広告物等許可申請手数料収入状況（歴史まちづくり推進課）

補助金支出状況（環境企画課・ごみ減量推進課）

委託料支出状況

工事請負費支出状況（環境企画課）

車両管理状況（ごみ減量推進課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

1 環境企画課

(1) 墓園管理料収入状況について

調定の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

なお、平成 23 年度の前回定期監査において、一定の年数を超えている収入未済金については不納欠損金として処理することも含め、収入未済金の縮減を要望したが、今回も増加していた。引き続き努力を期待する。

(2) 補助金支出状況について

浄化槽設置整備事業補助金において、支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

2 ごみ減量推進課

(1) 補助金支出状況について

平成 23 年度の前回定期監査において、生ごみたい肥化容器等購入費補助金に関して、請求書の取扱いに同補助金交付要綱の定めと異なる処理が見受けられたと指摘した点については、同補助金交付要綱を改定したことにより改善されていた。

(2) 委託料支出状況について

委託料請求書の請求日が業務完了検査より早いものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

3 歴史まちづくり推進課

(1) 屋外広告物等許可申請手数料収入状況について

調定の遅れ等が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。